

## 議第5号議案

### 新座市議会の議員の政務活動費の交付の特例に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年7月31日提出

提出者	新座市議会議員	小野 大輔
賛成者	//	白井 忠雄
	//	平野 茂
	//	島田久仁代
	//	笠原 進
	//	高邑 朋矢

### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に係る本市の感染拡大防止対策や経済対策等に寄与することを目的として、新座市議会の議員の政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付する政務活動費の額を減額するため、この案を提出する。

## 新座市議会の議員の政務活動費の交付の特例に関する条例

令和2年8月分から令和3年3月分までの政務活動費についての新座市議会の議員の政務活動費の交付に関する条例（平成13年新座市条例第1号）第3条の規定の適用については、同条中「20,000円」とあるのは、「10,000円」とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 新座市議会の議員の政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により令和2年度分の政務活動費の交付を受けた会派は、この条例の規定により、既に交付を受けた政務活動費の額に過払いが生じたときは、この条例の施行の日の属する月の翌月の末日までに、当該過払額を市長に返還しなければならない。